

令和元年人事院規則一一七二

人事院規則一一七二（職員の令和七年国際

博覽会特措法第十四条第一項の規定により

指定された博覽会協会への派遣）

人事院は、平成三十七年に開催される国際博覽会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）に基づき、職員の同法第十四条第一項の規定により指定された博覽会協会への派遣に際し次の人事院規則を制定する。

（趣旨）

第一条 この規則は、令和七年国際博覽会特措法に規定する職員の博覽会協会（令和七年国際博覽会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覽会協会をいう。以下同じ。）への派遣に際し必要な事項を定めるものとする。（定義）

第二条 この規則において、「特定業務」、「任命権者」又は「派遣職員」とは、それぞれ令和七年国際博覽会特措法第二十四条第一項又は第二十五条第七項に規定する特定業務、任命権者又は派遣職員をいう。

第三条 令和七年国際博覽会特措法第二十四条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とされる。

一 条件付採用期間中の職員
二 法第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
三 勤務延長職員

四 休職者
五 停職者

六 派遣法第二条第一項の規定により派遣されている職員
七 官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員

八 法科大学院派遣法第四条第三項又は第十一一条第一項の規定により派遣されている職員
九 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項又は第八十九条の三第一項の規定により派遣されている職員
十 令和九年国際園芸博覽会特措法第十五条第一項の規定により派遣されている職員
十一 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二

条第四項の規定により弁護士となつてその職務を行う職員

十二 規則八一一（職員の任免）第四十二条第一項の規定により任期を定めて採用された

職員その他任期を限られた職員

（任命権者）

職員の他の任命権者には、併任に係る官職の任命権者は含まれないものとする。

（派遣の要請）

第五条 博覽会協会は、令和七年国際博覽会特措法第二十四条第一項の規定に基づき職員の派遣を要請しようとするときは、当該派遣に要する事由及び次に掲げる当該派遣に関して希望する条件を記載した書類を任命権者に提出するものとする。

一 派遣に係る職員に必要な専門的な知識経験等
二 派遣に係る職員の博覽会協会における勤務時間、特定業務に係る報酬等（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他のいかなる名称であるかを問わず、特定業務の対償として受け取る全てのものをいう。以下同じ。）その他

の勤務条件
五 前各号に掲げるもののほか、博覽会協会が必要と認める条件

（派遣に係る取決め）

第六条 令和七年国際博覽会特措法第二十五条第三項の人事院規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令和七年国際博覽会特措法第二十五条第一項の規定により派遣される職員（以下この条において「派遣予定職員」という。）の博覽会協会における職務に係る倫理その他の服務に関する事項
二 派遣予定職員の博覽会協会における福利厚生に關する事項

三 派遣予定職員の博覽会協会における特定業務の従事の状況の連絡に関する事項

四 派遣予定職員に係る派遣の期間の変更その他の取決めの内容の変更に關する事項

三 派遣予定職員の博覽会協会における特定業務の従事の状況の連絡に関する事項

四 派遣予定職員に係る派遣の期間の変更その他の取決めに疑義が生じた場合及び当該取決める事項が生じた場合の取扱いに關する事項

（派遣職員の保有する官職）

第七条 派遣職員は、派遣された時に占めていた官職又はその派遣の期間中に異動した官職を保有するものとする。ただし、併任に係る官職についてはこの限りではない。

前項の規定は、当該官職を他の職員をもつて補充することを妨げるものではない。

（派遣職員の職務への復帰）

第八条 令和七年国際博覽会特措法第二十六条第二項の人事院規則で定める場合は、次に掲げる場合とされる。

一 派遣職員が博覽会協会における地位を失った場合

二 派遣職員が法第七十八条第一号又は第三号に該当することとなつた場合

三 派遣職員が法第七十九条各号のいずれかに該当することとなつた場合又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となつた場合

四 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

五 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

六 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

七 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

八 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

九 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

十 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

十一 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

十二 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

十三 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

十四 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

十五 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

十六 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

十七 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

十八 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

十九 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

二十 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

二十一 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

二十二 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

二十三 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

二十四 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

二十五 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

二十六 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

二十七 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

二十八 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

二十九 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

三十 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

該年額が部内の他の職員との均衡を著しく失ると認められる場合には、人事院の定めるところにより算定した額（以下この条において「派遣前給与の年額」という。）に満たない場合であつて、博覽会協会において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当（以下この条並びに附則第二項及び第三項において「俸給等」という。）のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

派遣職員がその派遣の期間中に前項に規定する場合に該当することは、決定された支給割合により支給されることとなる俸給等の年額も、当該当することとなる日以後の当該派遣の期間中、俸給等のそれぞれ百分の百以内を百以内を支給することができる。

派遣職員が派遣の期間中に前項に規定する場合に該当することは、決定された支給割合により支給されることとなる俸給等の年額も、当該当することとなる日以後の当該派遣の期間中、俸給等のそれぞれ百分の百以内を百以内を支給することができる。

(派遣職員の職務復帰時における給与の取扱い)

第十二条 派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、規則九一八(初任給・昇格・昇給等の基準)第二十条の規定にかかるわらず、人事院の定めるところにより、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

第十三条 派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その派遣の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日(規則九一八第三十四条に規定する昇給日をいう。以下この項において同じ。)又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

第十四条 派遣職員が職務に復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事院と協議して、その者の号俸を調整することができる。(報告)

第二章 任命権者による職務の定め

第二条 任命権者は、人事院の定めるところにより、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度内において令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣されている期間のある職員の派遣の期間並びに博覧会協会における地位、業務内容及び特定業務に係る報酬等の月額等の状況並びに同項の規定による派遣から当該年度内に職務に復帰した職員の当該復帰後の処遇等に関する状況について、人事院に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(給与法附則第八項の規定の適用を受ける派遣職員の給与)

2 派遣職員が給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となつた場合には、当分の間、同項の規定の適用を受ける職員となつた日を派遣の期間の初日とみなして、第十条第一項及

び第三項の規定の例により、俸給等の支給割合を決定し、又は俸給等を支給しないものとする。

3 前項の規定により、俸給等の支給割合を決定した、又は俸給等を支給しないものとした場合における第十条の規定の適用については、同条第一項中「派遣の期間の初日の前日」とあるのは、「給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となつた日」と、同条第二項中「前項」とあるのは、「附則第三項の規定により読み替えられた前項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは、「附則第三項の規定により読み替えられた前二項」と、同条第四項中「派遣の期間の初日」(以下この項において同じ。)又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することとなつた日」とあるのは、「附則第三項の規定により読み替えられた第一項」と、同条第五項中「前項」とあるのは、「附則第三項の規定により読み替えられた前項」と、「第一項」とあるのは、「附則第三項の規定により読み替えられた第一項」と、同条第六項中「前項」とあるのは、「附則第三項の規定により読み替えられた前項」と、「第四項」とあるのは、「附則第三項の規定により読み替えられた第一項」と、「派遣の期間の初日」(以下この項において同じ。)又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することとなつた日」とあるのは、「給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となつた日」(以下この項において同じ。)又は「給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となつた日(附則第三項の規定により読み替えられた」と、「第一項」とあるのは、「附則第三項の規定により読み替えられた第一項」と、「第四項」とあるのは、「附則第三項の規定により読み替えられた第一項」と、「派遣の期間の初日」(以下この項において同じ。)又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することとなつた日」とする。

二 令和五年旧法 令和三年改正法第一条の規定による改正前の法をいう。

三 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。

四 暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。

五 定年前再任用短時間勤務職員 法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。

六 施行日 この規則の施行の日をいう。

七 旧法再任用職員 施行日前に令和五年旧法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第五項の規定により採用された職員をいう。

八 第二十五条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

(雑則)

九 附 則 (令和二年四月一日人事院規則一
一七二一一)
この規則は、公布の日から施行する。

一〇 附 則 (令和二年六月一二日人事院規則一
一七五抄)
この規則は、公布の日から施行する。

一一 附 則 (令和二年一二月二八日人事院規則一
一七六抄)
この規則は、公布の日から施行する。

(施行期日)

一二 附 則 (令和三年九月一日人事院規則一
一七七抄)
この規則は、公布の日から施行する。

一三 附 則 (令和四年二月一八日人事院規則一
一七九抄)
この規則は、公布の日から施行する。

(施行期日)

一四 附 則 (令和三年九月一日人事院規則一
一七九抄)
この規則は、公布の日から施行する。

一五 附 則 (令和四年二月一八日人事院規則一
一七九抄)
この規則は、令和五年四月一日から施行する。

第二条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 令和三年改正法 国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十一号)をいう。

二 令和五年旧法 令和三年改正法第一条の規定による改正前の法をいう。

三 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。

四 暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。

五 定年前再任用短時間勤務職員 法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。

六 施行日 この規則の施行の日をいう。

七 旧法再任用職員 施行日前に令和五年旧法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第五項の規定により採用された職員をいう。

八 第二十五条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

(雑則)

九 附 則 (令和四年六月二十四日人事院規則一
一八二抄)
この規則は、公布の日から施行する。

一〇 附 則 (令和四年七月一日人事院規則一
一七二一二)
この規則は、公布の日から施行する。

一一 附 則 (令和六年一月二三日人事院規則一
一五一抄)
この規則は、公布の日から施行する。

(施行期日)

一二 附 則 (令和六年一月二三日人事院規則一
一五一抄)
この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(施行期日)

一三 附 則 (令和六年一月二三日人事院規則一
一五一抄)
この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(施行期日)

一四 附 則 (令和六年一月二三日人事院規則一
一五一抄)
この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(施行期日)

一五 附 則 (令和六年一月二三日人事院規則一
一五一抄)
この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(施行期日)

一六 附 則 (令和六年一月二三日人事院規則一
一五一抄)
この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(施行期日)

一七 附 則 (令和六年一月二三日人事院規則一
一五一抄)
この規則は、令和五年四月一日から施行する。